

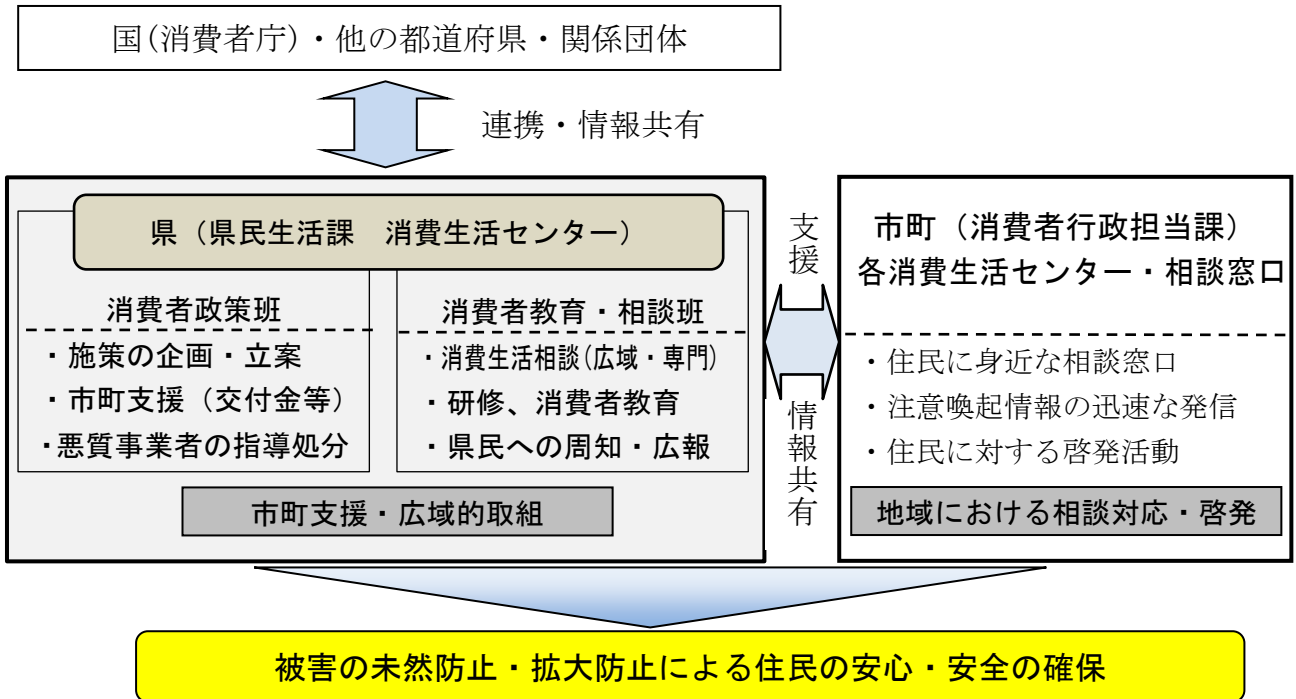
山口県の消費者行政の概況

令和 3 年 9 月

山口県消費生活審議会

1 本県の推進体制

- 県消費生活センターは、平成28年度に県民生活課と組織統合し、県庁内へ移転した。本県の消費者行政の中核的機関（センター・オブ・センターズ）として、県庁関係各課、警察とより密接に連携しながら、悪質事業者の指導処分や消費者教育等の充実・強化に取り組む。
- 県内全13市では消費生活センターが設置されており、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の1市4町においては、柳井地区広域消費生活センターが設置されている。



◆県消費生活センターの概要

設置根拠	消費者安全法第10条(都道府県は必置)
場所	県庁厚生棟2階
業務時間	消費生活相談受付：[月～金] 8:30～17:00 「まなべる」利用：[月～金] 9:00～16:30
組織	県民生活課長ーセンター所長 <ul style="list-style-type: none"> 消費者政策班 消費者教育・相談班

※平成28年4月1日山口市葵の単独庁舎から県庁内に移転

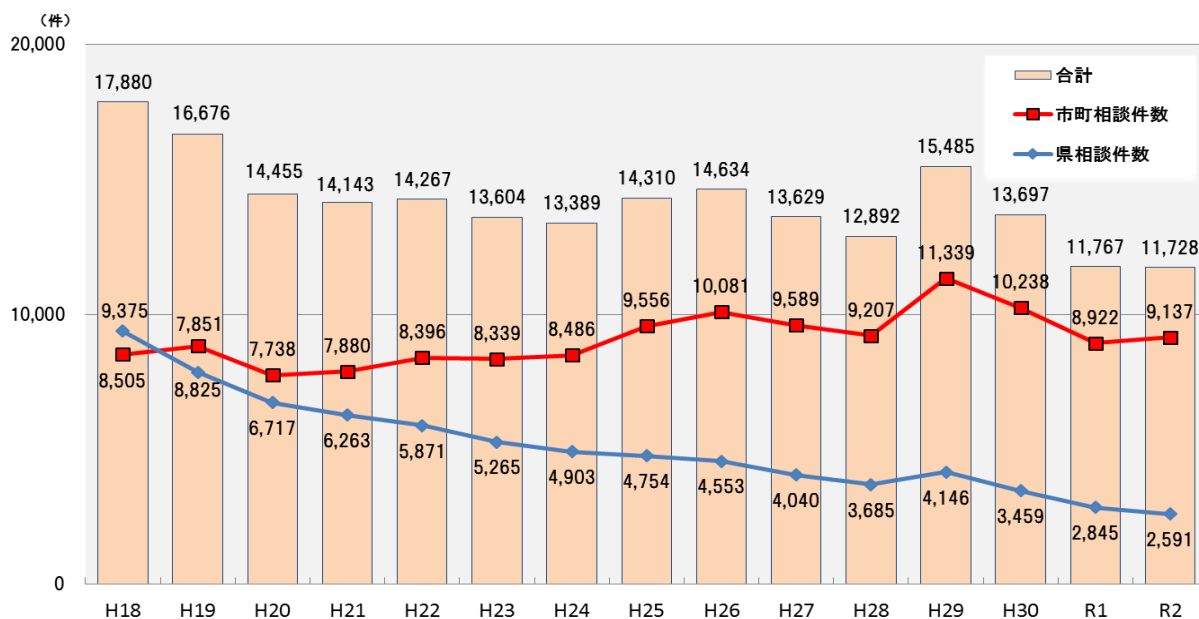
◆市町の消費生活センター設置数の推移

～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
5市	5市	7市	9市	11市	11市	12市	12市	12市	13市4町

2 本県における消費生活相談の現状

- 近年、相談件数はおおむね横ばい傾向にあるが、相談内容は複雑化・多様化
- 平成29年度の増加の主な要因は、架空請求関連
- 平成19年度以降、相談件数は県より市町の方が多い ➡ 身近な相談窓口の重要性増
- 県受付の相談件数は減少傾向にあるが、相談内容は、専門性が高いものや、広域的なものなど、市町で対応困難な事案が増加

《県及び市町における消費生活相談件数の推移》



◆相談件数の推移

区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	対前年比
県受付件数	4,040	3,685	4,146	3,459	2,845	2,591	91.1
内あっせん数	274	339	200	196	173	89	51.4
あっせん率 (%)	6.8	9.2	4.8	5.7	6.1	3.4	—
内あっせん解決数	239	292	186	174	157	79	50.3
解決率 (%)	87.2	86.1	93.0	88.8	90.8	87.6	—
市町受付件数	9,589	9,207	11,339	10,238	8,922	9,137	102.4
受付合計	13,629	12,892	15,485	13,697	11,767	11,728	99.7

◆高齢者が当事者である相談件数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
受付合計 (県+市町)	14,634	13,629	12,892	15,485	13,697	11,767	11,728
うち高齢者(65歳以上)	5,384	5,161	4,848	5,999	6,005	4,743	4,437
高齢者割合 (%)	36.8	37.9	37.6	38.7	43.8	40.3	37.8

3 事業の概要（令和3年度の主な取組）

（1）消費者対策総合推進事業 40,232千円

平成30年度に改定した「山口県消費者基本計画」に基づき、県民の消費生活における安心・安全を確保するため、県及び市町の消費生活相談機能の充実・強化を図るとともに、消費者の自立支援に向けた消費者教育を推進します。

内 容
◆相談機能の充実・強化
○県（専門的・広域的事案への相談対応と市町への支援） <ul style="list-style-type: none">・県センターの消費生活相談員等による市町への巡回指導・弁護士等の専門家を活用した相談機能の高度化
○市町（住民に身近な相談体制の充実・強化） <ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知及び啓発活動の強化・消費生活相談員の配置
◆消費者教育の推進
○消費者リーダー研修の実施 <ul style="list-style-type: none">・地域における消費者教育を担う人材の育成

（2）高齢消費者被害防止対策強化事業 2,200千円

高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見に向けて、悪質電話勧誘等の抑止効果が高い「警告メッセージ付き通話録音装置」の普及を促進するとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進や民間事業者等の見守り活動への参画を促し、地域見守りネットワークを強化することにより、消費者被害の防止を図ります。

内 容
◆警告メッセージ付き通話録音装置の設置促進
○事業者、消費者団体と連携した普及啓発 <ul style="list-style-type: none">・山口県電器商業組合と連携した通話録音装置のキャンペーン等・消費者団体と連携し、通話録音装置の啓発講座を開催
◆地域見守りネットワークの強化
○188（いやや）見守りネットワーク連携会議の開催 <ul style="list-style-type: none">・市町消費者行政及び福祉行政担当課等を構成員とする会議を開催し、市町における「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進
○188（いやや）見守りサポーターの募集・活動紹介等 <ul style="list-style-type: none">・事業者等が行う見守り活動を県ホームページ等で紹介・事業者等の見守り活動への参画・連携促進を目的とした見守り事業者セミナーの開催

(3) **拡**若年消費者被害防止対策強化事業 6,300 千円

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、若年消費者被害の増加が懸念されることから、若者の意見を取入れた効果的な啓発活動を展開し、取組の一層の強化を図ります。

内 容
◆若者の意見を取り入れた効果的な啓発活動の展開
拡 若年消費者被害防止キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none">・消費者トラブル防止4コマ漫画コンテストの開催・コンテスト入賞作品等を活用し、学生消費者リーダーと連携した啓発活動の実施
◆学校における消費者教育の支援
○消費者教育セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none">・学校での消費者教育の担い手である教員を対象にセミナーを実施・教員等が授業などで活用できる知識やスキルを提供

(4) **拡**エシカル消費推進事業 2,400 千円

県民の一人ひとりが社会的な課題を認識し、課題解決に向けた消費行動をとることにより、県民の豊かさの向上、県施策の更なる推進につなげるため、エシカル消費の推進を図ります。

内 容
◆市町、関係団体、事業者等と連携した効果的な啓発活動の展開
新 やまぐちエシカル・ツナガル連携推進事業 <ul style="list-style-type: none">【対 象】 県内のエシカル消費に取り組む事業者等【内 容】 「エシカル推進パートナー」への登録等を通じ、エシカルに取り組む事業者等と連携し、官民一体による普及啓発を推進
○事業者等と連携した体験型エシカル消費啓発イベントの実施 <ul style="list-style-type: none">【対 象】 小学生及び保護者【回 数】 2回（予定）【内 容】 ・講師によるエシカル消費の説明・ワークショップ
○消費者団体と連携したエシカル消費普及啓発講座の実施 <ul style="list-style-type: none">【対 象】 小中学生、一般消費者【実施場所】 全市町【回 数】 各市町2回程度（予定）【内 容】 ・小中学生向け…親子で楽しめる体験型講座・一般消費者向け…身近なエシカル発見講座

高齢消費者被害防止対策強化事業

1 地域見守りネットワークの強化

(1) 「^い188^や見守りネットワーク連携会議」の開催【継続】

【目的】

消費者行政及び福祉行政担当課・関係団体等を中心とした見守り関係者間で、消費者安全確保地域協議会設置の意義やメリット、設置に向けた課題解決策や設置後の成果・効果等の情報を共有し、関係者相互の理解や連携を深める支援を行うことにより、市町における協議会設置の一層の促進を図る。

※R3. 4. 1 時点 協議会設置市数 8市

(下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市)

【構成員】※各所属の担当課長(所長)出席予定

- 県：県民生活課、厚政課、長寿社会課、県警本部
- 市町：消費者行政担当課、福祉行政担当課(民生委員所管課、地域包括支援センター所管課)
- 団体：山口県民生委員児童委員協議会、山口県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会

【内容】(予定)

- 消費者庁による講義(協議会設置の意義・メリット、全国の状況等)
- 先進自治体による取組紹介(協議会設置の経緯、設置に向けた課題解決策、協議会の活動状況、設置後の成果・効果等)
- 未設置市町の取組状況の報告(協議会設置に向けた検討状況等)
- 意見交換・質疑応答



(2) ^い188^や見守りサポーターの募集・活動紹介【継続】

高齢者と接する機会が多い民間事業者等を主な対象として、見守りサポーターを募集し、事業者等が行う見守り活動を県公式ホームページ等で紹介。

※R3. 4. 1 時点 190事業者が登録

(3) 見守り事業者セミナーの開催【継続】

民間事業者や市町関係者を対象として、消費者被害に詳しい講師を招き、高齢者の消費者被害の現状、消費者被害の察知のポイント、高齢者に対する声掛けのポイントなど、見守り活動に必要なノウハウを習得するためのセミナーを開催。(県内4箇所)



2 警告メッセージ付き通話録音装置の設置促進

(1) 事業者（電商組合等）と連携したPRキャンペーンの実施【継続】

山口県電器商業組合や県警等と連携し、駅や大型商業施設等において、高齢者の子や孫世代を主な対象として、PRキャンペーンを実施。

(2) 消費者団体と連携した普及啓発講座の実施【継続】

山口県地域消費者団体連絡協議会への委託により、県内各地域において、通話録音装置の啓発講座を実施。



若年消費者被害防止対策強化事業

(若年消費者被害防止キャンペーンの実施)

1 目的

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、今後、社会的経験が乏しい18、19歳でも単独で有効な契約を締結することが可能となるとともに、「未成年者取消権」を喪失してしまうことから、若年者の消費者被害が拡大することが強く懸念されている。

成年年齢引下げを目前に控え、より直接的・集中的な啓発を強化する必要があることから、年間を通じて、「若年消費者被害防止キャンペーン」を実施し、これまでに取り組んだ若者目線の啓発手法などを活かし、学生消費者リーダーの意見を取り入れた効果的な啓発を行う。若年者のうち、特に中学生から大学生を対象とする消費者力向上の取組について、一層の強化を図る。

2 内容

【キャンペーン集中取組期間】

第1弾	6月～7月	コンテスト募集開始、SNS広告、学校での啓発物贈呈式等
第2弾	9月～11月	高等学校等のイベントでの啓発、SNS広告、コンテスト専用サイトでのWEB投票等
第3弾	1月～2月	コンテスト入賞作品発表、SNS広告、出前講座等

(1) 消費者トラブル防止コンテンツ制作コンテスト(「消コン」)の開催(6月～12月) コンテスト特設サイトを開設し、広報や募集、二次審査等を実施

区分	内容
作品テーマ	「防ごう！消費者トラブル」
応募資格	応募時に、県内に在住・在学・在勤の12歳から29歳まで(中学生以上)
募集内容	4コマ漫画
応募区分	「中学・高校の部」、「大学・一般の部」の2区分
応募条件	県が開設した若者向け特設サイト「知っちよる！？消費者トラブルまなべるサイト」等で学習した上で応募
募集期間	令和3年6月23日(水)～令和3年9月30日(木)
応募方法	郵送又はWebでの応募
受賞作品の選考方法	・一次審査…県、消費者教育の専門機関(入賞30作品を決定) ・二次審査…Webサイト上での投票審査(最優秀賞等各賞を決定)
表彰	最優秀賞 1作品(QUOカード3万円分) 優秀賞 4作品(QUOカード1万円分) 入選 10作品(QUOカード5千円分) ※二次審査の投票者の中から抽選で20名に投票者特典(QUOカード1千円分)を贈呈



＜「消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」特設サイト＞

サイトURL <https://stb2021.com/>

サイトアクセス用
QRコード



コンテスト実施スケジュール（予定）

期 間	内 容
令和3年6月14日	特設Webサイト開設、宣伝・広告開始
6月23日～9月30日	作品募集期間
10月～11月初旬	一次審査、入賞作品決定
11月中旬～12月中旬	二次審査（Webでの一般投票）
12月下旬	受賞作品決定
令和4年1月～3月末	受賞作品公開、SNS等での周知、啓発での活用

※学生消費者リーダーの認定

高校生から大学生の応募者のうち、入賞作品の応募者及び希望者を県の「学生消費者リーダー」に認定

※入賞作品の活用

入賞作品は、県HP及びSNS等での公開、啓発資料への掲示等啓発に活用

（2）コンテスト入賞作品等を活用した啓発活動

学生消費者リーダーと連携して、コンテスト入賞作品等を活用した若者目線の手法を取り入れた啓発を継続実施するとともに、成年年齢下げの影響が大きい世代に対して直接的な啓発活動を実施

○高校3年生等への啓発物配布

多くの者が令和4年4月1日に成年となる高校3年生等全員に、令和2年度コンテスト入賞作品を活用して作成したクリアファイルを配布した

入賞者在籍校等において贈呈式を実施（7/8防府商工高校、7/9宇部中央高校）

○高等学校、大学等のイベントでの啓発

文化祭等で入賞作品等のパネル展示・啓発物の配布、消費生活センターブースの設置

○SNS等による注意喚起情報の配信

コンテスト入賞作品を活用したSNS広告を配信（コンテスト特設サイトとの連動）

○高等学校、大学等での出前講座等の実施

コンテスト入賞作品等も活用し、様々なニーズに合わせた講座（オンラインを含む）を展開

高等学校等での消費者教育を支援できる専門人材リストの提供及びリストの活用に係る学校からの相談への対応

○県HP若者向け特設サイトの充実・周知

コンテスト入賞作品をサイトに掲載する等、若者目線のコンテンツのさらなる充実を図り、SNS等で情報発信をすることで若者への啓発を促進

また、学校でのデジタル化に向け、教育委員会と連携した学校への周知によるサイトの活用を促進

○ラジオ、ケーブルテレビを活用した広報

エフエム山口、山口ケーブルビジョンの啓発コーナー内で注意喚起の情報発信

高等学校等への消費者教育支援人材（団体）リストの活用状況

1 経緯

高等学校等における外部人材の有する実践的な知識や経験の活用を促進するため、令和元年度に開催した計3回の「消費者教育推進部会」での審議における御意見を受け、令和2年9月1日に「高等学校等への消費者教育支援人材（団体）リスト」を整備し、県内高等学校等へ提供。あわせて県ホームページへ掲載。

（リストの活用イメージ図は次ページのとおり。）

※対象となる学校等：高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）

2 支援実績について

リストの登録団体に対し、県内高等学校等への支援実績を年1回照会し、支援実績を集約することとしており、令和2年度の支援実績は次のとおり。

（令和2年9月1日（リスト整備）～令和3年3月31日の実績）

○支援を実施した団体

登録団体		支援実施団体	実施率	支援状況		
				実施回数	延学校数	参加人数
県内団体	4	4	100.0%	32	31	2,880
県外団体	11	5	45.5%	9	116	1,269
県内センター	14	5	35.7%	20	20	2,274
計	29	14	48.3%	61	167	6,423

○支援のテーマ：

契約・クーリングオフについて、スマホ・SNSの消費者被害、社会に出る上で知っておくべきこと、クレジットカードの仕組み、等

<支援の内訳>

(1) 実施団体別

登録団体		実施団体			実施率
		講師派遣	教材提供のみ	計	
県内団体	4	4	0	4	100.0%
県外団体	11	5	0	5	45.5%
県内センター	14	3	2	5	35.7%
計	29	12	2	14	48.3%

※講師派遣実施団体には、教材提供実施団体を含む

(2) 支援内容別

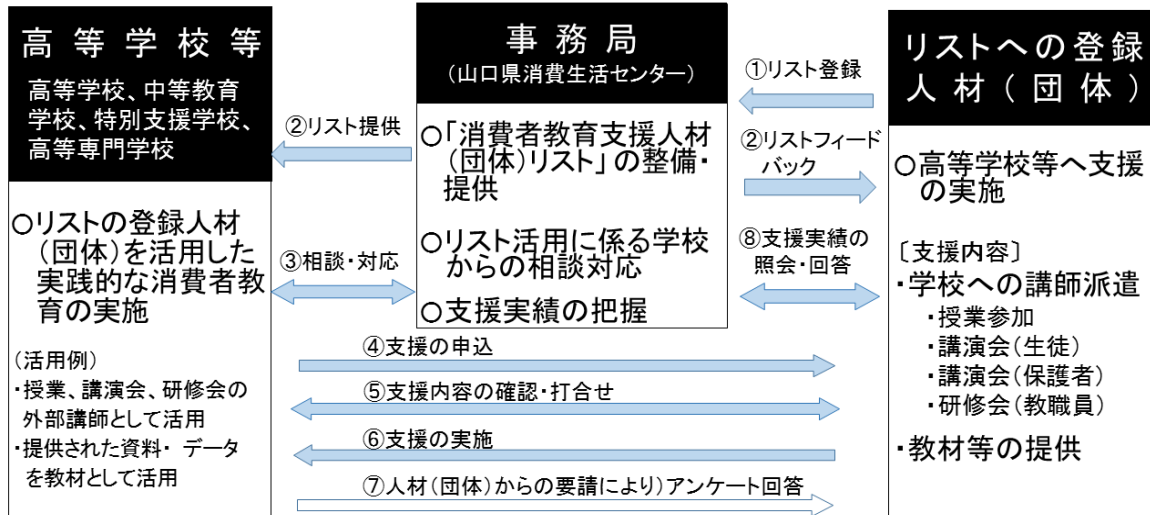
登録団体		講師派遣実施状況			教材提供実施状況		
		実施回数	延学校数	参加人数	実施回数	延学校数	参加人数
県内団体	4	30	29	2,556	2	2	324
県外団体	11	8	8	1,161	1	108	108
県内センター	14	12	12	806	8	8	1,468
計	29	50	49	4,523	11	118	1,900

※講師派遣には、同時の教材提供を含む

※コロナの影響により講義中止、教材提供のみとなったものあり(3回)

※教材提供実施団体のうち、教材提供のみ実施は2団体

【高等学校等への消費者教育支援人材（団体）リスト活用イメージ】



エシカル消費推進事業

1 目的

県民の一人ひとりが社会的な課題を認識し、課題解決に向けた消費行動をとることにより、県民の豊かさの向上等につなげるため、エシカル消費の推進を図る。

2 内容

① やまぐちエシカル・ツナガル連携推進事業

これまでの普及啓発活動を踏まえ、今後は県内に散在するエシカル消費（活動）の「集約・情報発信拠点」として、①エシカル消費に既に取り組んでいる事業者等の発掘、②事業者の活動事例紹介、③新規事業者の発掘、活動支援に取り組む。

加えて、上記事業者等との密な連携を図ることで、エシカル消費（活動）の官民のつなぎ役としての「官民ネットワーク連携体制」の構築に向けたステップアップを図る。

○「やまぐちエシカル推進パートナー」登録制度

⇒ エシカル消費の取組を積極的に進める事業者を対象に、エシカル推進パートナーとして登録し、県ホームページ等で紹介する。

⇒ 県の登録事業者であることを周知する「ステッカー」「のぼり」等を作成し、登録事業者に配布・掲示してもらうことにより、県内全域でエシカルの認知度の更なる向上を図る。

【普及啓発への取組による効果】

- ・ 各地域で県と事業所・団体が県民参加型のイベントを実施し、エシカルに興味を持つ一般県民や事業者への効果的な普及啓発を図ることにより、既存の取組事業者の情報発信と新規取組事業者の増加及び県民の意識向上等が見込まれる。
- ・ 県から登録事業者へエシカル普及啓発グッズを送付し、事業所内の県民の目にとまりやすい場所へ設置してもらうことで、県民の消費行動等にエシカル消費の必要性を浸透させていくきっかけとなる。

<ステッカー、ミニのぼり>



② 事業者と連携した小学生対象の体験型エシカル消費啓発イベントの実施

県内でエシカルな取組を進める事業者等と連携し、店舗等において小学生を対象としたエシカル消費啓発イベントを開催する。

【対象者】 ①小学生（3～6年生）及びその家族

②小学4年生以上（小学4～6年生は親子で）

【実施時期・回数】 令和3年・2回（①夏、②冬）（予定）

【開催場所】 県内2箇所（①阿武町、②山口市）

【実施内容】（案）

①② 講師によるエシカル消費の説明、ワークショップ

③ 消費者団体と連携したエシカル消費啓発講座の実施

県内各地域において、一般県民を対象としたエシカル消費普及啓発講座を委託する

【対象者】

- ・小中学生
- ・一般消費者

【講座内容】

- ・小中学生向け：親子で楽しめる体験型講座
例）エシカルな商品お買い物ゲーム、紙芝居 等
- ・一般消費者向け：身近なエシカル発見講座
例）市販されている商品を比較したエシカル商品の発見
マークから気づく日々の生活の中のエシカル消費



エコマーク



FSC®
認証マーク



MSC
「海のエコラベル」



国際フェアトレード
認証ラベル



レインフォレスト・
アライアンス認証

【実施場所及び実施回数】

実施場所：13市

実施回数：小中学生向け、一般消費者向け 各1回

【委託先】

山口県地域消費者団体連絡協議会（21団体）

県内消費生活相談窓口の状況

(単位：人)

区分	消費生活センター 設置年月日	相談員数							
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
県	S45.8.1	9	8	7	7	6	6	6	5
下関市	S53.4.1	4	4	4	4	4	4	4	4
宇部市	H17.4.1	2	2	2	3	3	3	3	3
山口市	H19.4.1	3	4	4	3	3	4	4	4
萩市	H18.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2
防府市	H22.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2
下松市	H21.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2
岩国市	H22.4.1	2	2	2	2	1	2	2	2
光市	H21.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2
長門市	H25.4.1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳井市	H23.10.1	1	1	2	2	2	2	2	2
美祢市	H28.4.1	1	1	1	1	1	1	1	1
周南市	H16.4.1	3	3	3	3	3	3	3	3
山陽小野田市	H23.4.1	1	1	1	1	1	1	1	1
市計		26	27	28	28	27	29	29	29
周防大島町	H28.4.1(広域)	—	—	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
和木町		—	—	—	1	1	1	1	1
上関町	H28.4.1(広域)	—	—	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
田布施町	H28.4.1(広域)	—	—	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
平生町	H28.4.1(広域)	—	—	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
阿武町		—	—	—	1	1	1	1	1
町計		0	0	0	2	2	2	2	2
市町計		26	27	28	30	29	31	31	31
合計		35	35	35	37	35	37	37	36

※R3年度相談員数は4月当初の員数

市町別消費生活相談受付件数の推移

(単位：件)

市町名	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分
下 関 市	319	1,957	287	1,956	286	1,884	224	1,736	245	1,889	221	1,866
宇 部 市	547	1,169	444	1,160	439	1,256	382	1,119	386	1,087	346	1,335
山 口 市	1,779	1,068	1,630	1,209	1,587	1,202	1,408	1,319	1,489	1,469	1,481	1,349
萩 市	151	355	134	400	141	355	123	434	110	502	105	544
防 府 市	793	550	604	604	553	556	426	641	455	682	392	727
下 松 市	270	432	188	338	200	365	195	412	174	413	175	463
岩 国 市	417	697	494	830	427	830	573	810	328	955	315	1,035
光 市	191	280	143	384	149	338	142	369	140	354	142	401
長 門 市	146	40	135	41	99	62	122	75	102	169	80	232
柳 井 市	223	53	154	111	149	154	106	180	114	208	116	245
美 祢 市	180	24	148	23	165	35	161	34	120	45	131	39
周 南 市	424	1,015	345	981	334	920	369	921	318	1,308	309	1,341
山陽小野田市	272	175	238	278	200	320	181	337	150	402	148	421
市 計	5,712	7,815	4,944	8,315	4,729	8,277	4,412	8,387	4,131	9,483	3,961	9,998
周防大島町	78	16	76	15	75	14	61	43	79	25	55	30
和 木 町	19	0	20	1	19	0	19	1	15	3	18	9
上 関 町	13	5	15	6	7	0	4	1	10	2	6	1
田 布 施 町	65	16	69	29	70	28	61	29	48	16	75	18
平 生 町	54	18	58	25	53	13	77	18	67	20	62	14
阿 武 町	16	10	15	5	11	7	9	7	8	7	3	11
町 計	245	65	253	81	235	62	231	99	227	73	219	83
県外・不明	306	0	674	0	301	0	260	0	396	0	373	0
合 計	6,263	7,880	5,871	8,396	5,265	8,339	4,903	8,486	4,754	9,556	4,553	10,081
総 計	14,143		14,267		13,604		13,389		14,310		14,634	

市センター設置数	7	9	11	11	12	12
市町受付割合	55.8%	58.8%	61.3%	63.4%	66.8%	68.9%

市町別消費生活相談受付件数の推移（つづき）

（単位：件）

市町名	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分	県センター 受付分	市町 受付分
下 関 市	240	1,657	246	1,615	255	1,927	240	1,779	221	1,587	181	1,737
宇 部 市	326	1,136	324	1,197	343	1,526	303	1,254	201	1,183	219	1,201
山 口 市	1,318	1,487	1,036	1,476	1,196	1,711	1,032	1,745	874	1,400	729	1,445
萩 市	106	525	101	523	105	614	98	502	46	473	54	531
防 府 市	309	666	357	643	399	865	300	730	234	656	246	637
下 松 市	144	469	147	369	159	492	153	499	101	386	138	365
岩 国 市	232	1,044	210	996	254	1,157	239	845	177	800	140	825
光 市	110	387	111	332	110	409	107	480	83	369	76	364
長 門 市	86	225	64	184	66	277	52	260	51	221	41	234
柳 井 市	106	189	78	337	78	484	103	447	71	391	42	409
美 祢 市	93	37	62	65	98	35	59	38	57	23	52	50
周 南 市	267	1,314	300	1,084	302	1,312	254	1,152	212	1,018	183	990
山陽小野田市	124	370	113	344	141	441	83	432	91	377	76	326
市 計	3,461	9,506	3,149	9,165	3,506	11,250	3,023	10,163	2,419	8,884	2,177	9,114
周防大島町	65	46	54	7	40	38	29	16	38	8	33	3
和 木 町	11	5	15	12	15	18	11	7	10	9	12	7
上 関 町	9	0	4	0	20	1	14	3	1	1	5	0
田 布 施 町	46	14	44	8	41	5	38	13	24	1	28	0
平 生 町	52	15	28	0	45	0	32	3	11	0	30	0
阿 武 町	4	3	10	15	10	27	11	33	11	19	13	13
町 計	187	83	155	42	171	89	135	75	95	38	121	23
県外・不明	392	0	381	0	469	0	301	0	331	0	293	
合 計	4,040	9,589	3,685	9,207	4,146	11,339	3,459	10,238	2,845	8,922	2,591	9,137
総 計	13,629		12,892		15,485		13,697		11,767		11,728	

市センター設置数	12	13	13	13	13	13
市町受付割合	70.4%	71.4%	73.2%	74.7%	75.8%	77.9%